

## 長野市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。）別表の1に掲げる長野市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会（以下「検証委員会」という。）の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検証の目的)

第2 重大事故の検証は、重大事故の事実関係を把握し、重大事故に遭った子ども、保護者等の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討することを目的とする。

(所掌事務)

第3 検証委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 重大事故について必要な調査、ヒアリング等を行い、重大事故の発生原因を分析すること。
- (2) 重大事故の再発防止のために必要な改善策を検討すること。
- (3) 重大事故の発生原因の分析結果及び改善策を市長に報告すること。
- (4) その他重大事故の検証に関し必要な事項

(組織)

第4 検証委員会の委員は、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) 教育・保育関係者
- (5) 栄養士

(会議の報告)

第5 委員長は、検証委員会の会議が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第6 検証委員会の庶務は、こども未来部保育・幼稚園課が行う。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。